

「京都市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見募集の結果について

「京都市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見募集を下記のとおり実施し、市民の皆様から多数の御意見をお寄せいただきました。

いただいた御意見に対する京都市の考え方を取りまとめましたので、公表します。貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

記

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

平成28年7月14日（木）～平成28年8月22日（月）

(2) 応募方法

郵送，FAX，電子メール，ホームページの意見送信フォーム

(3) リーフレットの配布場所

市役所，各区役所・支所など

2 御意見数

意見者数：84人，意見総数：115件

3 御意見をいただいた方の属性

(1) 居住地（人）

京都市在住	京都市通勤通学 (京都市在住以外)	京都市以外	不明	合計
61	8	4	11	84

(2) 年齢（人）

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
1	4	17	18	19	12	3	10	84

4 御意見の内訳

区分	意見総数
1 条例全体について (1) 条例案に賛同する内容の御意見 (2) お泊まりデイ自体に反対（懸念がある）との御意見 (3) お泊まりデイ自体に賛成（必要である）との御意見	43 (10) (7) (26)
2 個別の基準について (1) 宿泊条件についての御意見 (2) 連続宿泊日数についての御意見 (3) 総宿泊日数についての御意見 (4) 夜勤職員についての御意見 (5) 看護職員についての御意見 (6) 利用定員についての御意見 (7) 宿泊室についての御意見 (8) 安全の確保についての御意見 (9) 調査への協力についての御意見 (10) その他の基準についての御意見	57 (1) (19) (1) (6) (3) (1) (5) (3) (2) (16)
3 その他の御意見 (1) 介護保険制度全般について (2) その他について	15 (7) (8)

※（ ）の数字は内数

御意見の主な内容と御意見に対する本市の考え方

1 条例全体について（意見数：43）

(1) 条例案に賛同する内容の御意見（意見数：10）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の尊厳，安全・安心の確保やデイサービスの本来の事業目的を果たすためにも基準や条例は必要である。 ・条例制定により，施設の環境改善と宿泊の長期化を防ぐことができる。 <p style="text-align: right;">など</p>	10件	<p>宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき基準を定めた条例を制定することで，利用者の尊厳の保持と安全確保を図ってまいります。</p>

(2) お泊まりデイ自体に反対（懸念がある）との御意見（意見数：7）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスとショートステイの施設の違いがあいまいになる。介護保険法に基づくサービスが希薄になる。 ・関東と違い，ショートステイや小規模多機能型居宅介護の宿泊がどこでも一杯の状態でない中，お泊まりデイの利用は家族やケアマネジャーの都合であり，安易に認めるべきではない。 <p style="text-align: right;">など</p>	7件	<p>国は届出制を導入し，基準の目安としてガイドラインを策定しましたが，宿泊の長期化などの懸念もあることから，条例において基準を定めることにしました。</p> <p>デイサービス利用者の宿泊ニーズに対しては，適切なケアマネジメントの下，介護保険法に基づくショートステイや小規模多機能型居宅介護で対応することが望ましいと考えております。</p>

(3) お泊まりデイ自体に賛成（必要である）との御意見（意見数：26）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・お泊まりデイのニーズは高まっており，必要なサービスである。 ・環境の変化に対応が困難な利用者にとって，急な泊まりが必要なときは有効な施設である。 ・ショートステイの空きがない，施設入所ができない利用者にとって，お泊まりデイはなくてはならないものだ。 ・通い慣れたデイサービスでの宿泊は本人や家族にとって安心できる。 ・老人ホームだと車イスが多くなり，歩行できなくなる可能性があるため，お泊まりデイはとても助かる。 	26件	<p>デイサービス利用者の宿泊ニーズに対しては，適切なケアマネジメントの下，介護保険法に基づくショートステイや小規模多機能型居宅介護で対応することが望ましいと考えております。</p> <p>このため，今後とも介護基盤整備を計画的に進めるとともに，お泊まりデイについては，ケアマネジャーがやむを得ないと判断した場合に，緊急時又は短期的な利用に限り宿泊できるようにしたいと考えております。</p>

2 個別の基準（意見数：57）

(1) 宿泊条件について（意見数：1）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【より厳しい基準にすべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身状態の悪化を防ぐため、宿泊条件に医師の判断を求めているかどうか。 	1件	<p>宿泊条件として医師の判断を求めることまでは考えておりませんが、利用者の心身の状態に応じた適切なケアマネジメントの下、宿泊サービスが提供されるよう、求めてまいります。</p>

(2) 連続宿泊日数について（意見数：19）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【より厳しい基準にすべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日を超える場合は、訪問看護か医師の往診を求めているかどうか。 連続宿泊日数7日（緊急時14日まで）の基準は緩いように思われる。 	2件	<p>宿泊日数が7日を超える場合は、利用者の家族の疾病その他のやむを得ない事情があるとケアマネジャーが認めた場合に限り、14日以内の宿泊を可能とすることとし、利用者の心身の状況等を踏まえて適切かつ必要なサービスを提供するよう努めてまいります。</p>
<p>【より緩和した基準にすべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> お泊まりデイを長期に利用できなくなると、本人・家族ともに負担が増え、安心して生活できなくなるので、連続宿泊日数の制限はしないしてほしい。 やむを得ず7日以上連泊せざるを得ない利用者もあり、連続宿泊日数の制限はやや短い。利用者の行き場がなくならないよう、お泊まりデイのあり方を考えて欲しい。 お泊まりデイの長期利用者の行き場がなくならないよう、ガイドラインの「緊急時又は短期的な利用」を過度に拡大解釈せず、連続宿泊日数を30日、それ以上の緊急利用について7日、さらにやむを得ない事情がある場合は14日という日数制限にしてほしい。 	17件	<p>在宅生活を支援する介護保険制度の理念に基づきデイサービス利用者の宿泊ニーズについては介護保険法に基づくショートステイや小規模多機能型居宅介護が望ましいと考えており、宿泊を前提としないデイサービスの設備を利用したお泊まりデイは緊急時又は短期的な利用が原則であり、宿泊サービスの利用が長期化することは個人の尊厳を確保する観点から望ましくないと考えております。</p> <p>そのため、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や家族の事情を把握し、適切なケアマネジメントの下、やむを得ないと判断した場合の最小限の宿泊日数として小規模多機能型居宅介護において緊急に登録者以外が短期利用する際の基準を参考に7日以内（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）の連続宿泊日数を上限としております。</p>

(3) 総宿泊日数について (意見数：1)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・ 1箇月の利用を2～3日に限定することが望ましい。	1件	総宿泊日数はショートステイの基準を参考に、要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないこととしておりますが、宿泊サービスの提供日数については、適切なケアマネジメントの下、あくまで緊急時又は短期的な利用を原則としております。

(4) 夜勤職員について (意見数：6)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・ 介護職員初任者研修修了者以上の資格を持った介護職員1人以上かつ看護職員1人以上としてほしい。 ・ 夜間の人員基準について、1人では全く対応できず、利用者の生命を担保できない。 ・ 夜間の災害時に1人の職員で複数の利用者に対応することはできない。 など	6件	夜勤職員の基準については、国のガイドラインや小規模多機能型居宅介護の基準を参考に、常時1人以上の夜勤職員の配置を求めています。

(5) 看護職員について (意見数：3)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・ 看護職員の夜勤を条件付けなければ、夜間、介護職員による医療行為が行われる可能性がある。 ・ 夜間の利用者の急変時などに、医師や看護師との連絡体制の整備が必要である。	2件	看護職員の夜勤勤務までを求めているではありませんが、小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置基準を参考に、利用者の健康状態を確認し、病状の急変に備えるため、日中のデイサービス又は宿泊サービス時に看護職員の配置を求めていきたいと考えております。なお、医療行為が必要な利用者に対しては、ショートステイ等での対応が必要であるとと考えております。
【より緩和した基準にすべき】 ・ 看護職員の配置が求められていない定員10名以下のデイサービスでも宿泊サービスができるよう看護職員の人員を緩和してほしい。	1件	看護職員が、必要に応じて、宿泊する利用者の健康状態を確認し、夜間の病状の急変等の不測の事態に備えるため、規模にかかわらず、配置の基準が必要であるとと考えております。

(6) 利用定員について (意見数：1)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・利用定員の基準が緩い。	1件	利用定員については、夜勤職員1人で対応可能な人数として、国のガイドラインを参考に基準を設けております。

(7) 宿泊室について (意見数：5)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・ベッドの必要性の記載がなく、雑魚寝を認める基準であり、反対する。 ・プライバシーが配慮された居室とする基準が必要である。 など	4件	国のガイドラインや小規模多機能型居宅介護の基準を参考に、1人当たり一定の宿泊スペースの確保を求めるとともに利用者の身体状況に応じた適切な寝具等の提供も含めて、利用者の立場に立った宿泊サービスの提供を求めていると考えております。
【より緩和した基準にすべき】 ・個室の基準を廃止すべきである。	1件	小規模多機能型居宅介護の基準を参考に、原則、個室としておりますが、デイサービス事業所の施設状況を踏まえて、プライバシーを確保したうえで、利用者1人当たり一定の面積を確保した場合は、個室以外も認めることを考えております。

(8) 安全の確保について (意見数：3)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・施設の安全確保の整備が必要である。	2件	施設の防災対策として、消防法の基準に加えて、条例においてスプリンクラーの設置に努めるよう、求めてまいりたいと考えております。
・緊急時の訓練の実施が必要である。	1件	非常災害に備えるため、必要な訓練を定期的実施するよう、求めてまいりたいと考えております。

(9) 調査への協力について (意見数：2)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・指導だけでは実効性を確保するための方法としては不十分である。	2件	立入調査ができる規定を加えるとともに、京都市が事業者を指導したにもかかわらず、これに従わないときは、必要な措置を採るよう勧告し、その内容について公表することができる基準を設けることにより、実効性を確保したいと考えております。

(10) その他の基準について (意見数：16)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
【より厳しい基準にすべき】 ・条例で、責務と努力義務や罰則の有無を明確にすべきである。	1件	国において、届出制としていることから、条例で罰則を設けることまでは考えておりません。
・ケアマネジャーは、お泊まりデイ事業所に対して、宿泊者に係る情報（食事制限、薬等）をしっかりと提供すべきである。 また、宿泊サービス計画のチェック機能が必要である。	2件	宿泊サービスの提供及び宿泊サービス計画の作成に当たっては、ケアマネジャーと連携することを求めてまいります。
・夜間職員への教育が必要である。	1件	介護保険法に基づくサービスと同様に、利用者の人権の尊重及び虐待の防止を図るため、研修の実施に努めるよう、求めてまいりたいと考えております。
・宿泊サービスの料金は一律化すべきである。	1件	介護保険制度に基づくサービスではないことから、料金を一律化することは考えておりません。
・高齢者の尊厳と安全を確実に確保する条件整備を行う必要がある。	1件	国のガイドラインを最低限の基準として、介護保険法に基づく他の事業を参考としたうえで基準を設定することで、利用者の尊厳の保持と安全確保を図りたいと考えております。
・日中のデイサービスと同じ場所なので、支援内容に変化が乏しくなるのではないか。	1件	利用者の尊厳の保持のため、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供を求めていきたいと考えております。

<p>【より緩和した基準にすべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準を設けることは必要だが、お泊まりデイが利用できなくなることで家族の生活が立ちゆかなくなることはあってはならない。 ・利用者の安全のために条例は必要だが、厳しくすると提供する事業所がなくなるので、ある程度の緩和は必要。 <p style="text-align: right;">など</p>	8件	<p>デイサービスの設備を利用して提供する宿泊サービスについては、適切なケアマネジメントの下、緊急時又は短期的な利用が原則であり、個人の尊厳を確保する観点から、必要な基準を設けるべきであると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現在長期で宿泊サービスを利用している者に対して基準遵守の平成30年4月までの猶予期間を設けてほしい。 	1件	<p>長期の宿泊サービスを前提として、現在、お泊まりデイを利用していただいている方もいることから、施行日前に宿泊サービスを利用している方に限り、利用期間の制限規定については、施行日から6箇月間の猶予期間を設けたいと考えております。なお、この場合においても、ケアマネジャーと連携し、必要な措置を講じるよう、努めなければならないと考えております。</p>

3 その他の御意見（意見数：15）

(1) 介護保険制度の問題について（意見数：7）

市民の皆様の御意見（概要）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険外のサービスが利用される背景を考え、現状の制度の問題点を考える必要がある。 ・ショートステイや施設入所等の介護保険サービスの充実や利用しやすい環境づくりをすすめるべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	7件	<p>本市では、京都市民長寿すこやかプランにおいて取り組む施策の一つに「介護サービスの充実」を掲げて取り組んでおり、今後も引き続き特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの整備を計画的に進めるとともに、要介護高齢者の在宅生活を支えるため小規模多機能型居宅介護等をはじめとした居宅系サービスの整備も進めるなど、施設・居宅の両面から高齢者の生活を支えてまいります。</p>

(2) その他について (意見数：8)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーは介護サービスと同様に、宿泊サービスにおいても、計画書の作成及び提出を求めています。 <li style="text-align: right;">など 	3件	<p>利用者に適切な宿泊サービスが提供できるよう宿泊サービス計画の作成に当たっては、ケアマネジャーとの連携を求めることを考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスの運営だけでも職員不足で大変であり、お泊まりデイを実施する予定はない。 ・現状では職員の配置や運営方法に問題が出てくる。設備面で対応しきれない。 	2件	<p>宿泊サービス利用者の尊厳の保持及び安全の確保を図ることを目的に条例を策定するものであり、お泊まりデイを推奨するものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模、通常規模のデイサービスにおいても、運営推進会議の実施を義務付けしてほしい。 	1件	<p>運営推進会議は国の基準により、地域密着型サービスにのみ設置が義務付けられており、大規模、通常規模のデイサービスに設置を求めることは考えておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保、夜勤帯の体制の見直し、ショートステイとの違いの明確化が必要である。 	1件	<p>宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき基準を定めた条例を制定することで、利用者の尊厳の保持と安全確保を図ってまいりたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症であり、散歩の際、自分の家に戻れないことがある。 	1件	<p>利用者の尊厳の保持と安全確保を図ってまいりたいと考えております。</p>